



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の概要をご紹介します。

<“2018年問題”－対策は大丈夫ですか？>

◇2013年4月の改正労働契約法による有期契約労働者の無期転換への対応

→有期労働契約が更新されて**通算5年を超えた時は労働者の申込み**により無期労働契約に転換できるルールであり、改正法施行後5年を経過した2018年4月以降に無期転換の権利が発生します。該当労働者より申込みがあった場合、①**現在の労働条件のまま無期転換社員**として受け入れる方法、②**他の区分（正社員・限定正社員等）への転換制度**の導入により受け入れる方法が考えられます。クーリング期間（労働契約法18条2項）の確認や、有期労働契約の定年後再雇用労働者に対する有期特措法の利用の有無等の確認も必要です。**転換制度の導入や就業規則等の見直しは必須**となりますので早めに対策をとりましょう。

◇2015年の改正労働派遣法による派遣期間の見直し

- ・派遣先事業所単位の期間制限（3年）
派遣先の**同一の事業所**での派遣社員の受け入れ期間が原則3年が限度
- ・派遣労働者の個人単位の期間制限（3年）
同一の派遣労働者を派遣先の事業所における**同一の組織単位**に対する派遣期間が3年が限度

改正法施行後、その**最初の期限が2018年9月末**に到来します（派遣会社に無期雇用されている場合、60歳以上の派遣労働者には期限は適用されません）。

<より安全なクレジットカード取引を！>

◇改正割賦販売法（6月1日施行）

- ・加盟店管理の強化
→「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」を新設し、**加盟店への調査等を義務付け**ます。
- ・クレジットカード情報の適切な管理等
→加盟店に対し、クレジットカード番号等の**情報管理等を義務付け**ます。
- ・フィンテックの更なる参入を見据えた環境整備
→フィンテック企業等の**決済代行業者も登録**を受けられる制度が導入されます。

<“日本版司法取引”に注目！>

◇改正刑事訴訟法（6月までに施行予定）

協議・合意制度（日本版司法取引）が導入されます。日本版司法取引とは、「他人の罪」について供述や証言、証拠の提出等によって**捜査に協力**することで、「**自分の罪**」について**起訴の免除**や**求刑の軽減**を約束する（検察官と合意する）というものです。ただし、この**司法取引が適用されるのは特定の犯罪**で、その中には「財産経済関係犯罪」が含まれており、租税法、金融商品取引法、独禁法違反等が列挙されています。

<“観光立国”実現に向けて>

オリンピックに向けて、観光事業に関連する法令が整備が始まっています！

◇通訳案内士法改正（1月4日施行）

通訳案内士の**資格がなくとも有償で通訳業**を行うことができるようになります。

◇旅行業法改正（1月4日施行）

地域の観光資源・魅力を生かした**体験・交流型旅行商品**の企画・販売の促進が図られます。**旅行サービス手配業**（予約オペレーター）の**登録制度**が**新設**されます。

◇住宅宿泊事業法（6月15日施行）

本誌第11号をご参照下さい（事務所HPに掲載中）。

<障害者に優しい社会を目指して>

◇改正障害者雇用促進法（4月1日施行）

- ・障害者の**法定雇用率**が、民間企業は現行2.0%から**2.2%へ**
- ・障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が**従業員50人以上から45.5人以上へ**

◇改正障害者総合支援法（4月1日施行）

- ・障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実
→**自立生活援助・就労定着支援サービス**の新設
- ・都道府県が**サービス事業者**の事業内容の**情報を公表**する制度の新設

◇改正介護保険法（8月1日施行）

- ・高所得高齢者の自己負担割合が**3割**になります。
- ・福祉用具貸与価格が見直されます。
- ・介護医療院が創設されます。

<その他にも・・・>

◇改正職業安定法（1月1日施行）

- ・雇業者に募集時と労働契約締結時の**条件相違の明示**を義務づけます。
- ・職業紹介事業者**紹介実績**に関する**情報提供**を義務づけます。（本誌第11号法務トピックス欄もご参照下さい）

◇休眠預金活用法（1月1日施行）

休眠預金（預金等に係る最終異動日等から10年を経過したもの）を**民間公益活動に活用**できるようにするもので、1月1日に法全体が施行されます。今後、同法が適用される預金等のうち最終異動日等から9年を経過した預金等について、公告およびこれに先立つ通知が行われ、同法に定義される**休眠預金等が発生**するのは**2019年1月1日以降**となります。

◇宅地建物取引業法の一部を改正する法律（建物状況調査に係る規定が4月1日施行）

既存建物取引時の情報提供の充実が図られます。宅建業者が**インスペクション**（建物状況調査）の結果等について、①**媒介契約時**、②**重要事項説明時**および③**売買契約締結時**において**情報提供**を行うこととされます。

◇改正廃棄物処理法

（2017年6月16日公布（1年以内に施行））

- ・廃棄物の**不適正処理**への対応が強化されます。
- ・**有害使用済機器**の適正保管が義務づけられます。
- ・親子会社間における**自ら処理**が拡大されます。